

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																			
北海道歯科衛生士専門学校	平成19年3月27日	工藤 憲生	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西19丁目1-6 (電話) 011-640-6100																			
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																			
学校法人札幌青葉学園	平成15年12月8日	岸野 雅方	〒060-0053 北海道札幌市中央区南3条東4丁目1-24 (電話) 011-231-8989																			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																		
医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	平成20年文部科学省 告示第11号																			
学科の目的	広く歯科衛生士の資格取得に必要な専門知識・技術を授け、特に歯科衛生に関する理論及び臨床技術を指導し、もって国民の健康福祉に寄与できる有為な医療人を養成(育成)することを目的とする。																					
認定年月日	平成19年3月27日																					
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																
3年	2940時間	1320時間	0時間	1620時間	0時間	0時間																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																	
150人	101人	1人	7人	40人	47人																	
学期制度	前期:4月1日～9月30日 後期:10月1日～3月31日	成績評価	成績表: 有 成績評価の基準・方法 学年末において、試験、実習の評価、履修状況など総合的に成績評価を行う。																			
長期休み	学年始:4月1日～4月10日 夏季:7月26日～8月31日 冬季:12月25日～1月11日 学年末:3月25日～3月31日	卒業・進級条件	本校の教育課程に従い、所定の単位を修得した者について、認定会議の審議を経て卒業あるいは進級を認定する。																			
学修支援等	クラス担任制: 有 個別相談・指導等の対応 学生の出席・成績状況等を担任が定期的に確認し、教員全体でも情報を共有、複数にて対応。補習や課題、面談等の個別対応で学生への丁寧な支援を行っている。	課外活動	課外活動の種類 学友会にて学校行事等を実施 サークル活動: 無																			
就職等の状況 ²	主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 歯科診療所(医療法人仁友会、医療法人 二期会歯科クリニック、医療法人社団 千仁会、医療法人社団 歯友会 等) 就職指導内容 履歴書の書き方、面接での対応の仕方等を全体で行った後、学生毎に個別に丁寧に指導を行っている。 卒業者数 33 人 就職希望者数 32 人 就職者数 32 人 就職率 100 % 卒業者に占める就職者の割合 96 % その他 進学者数 0人 (平成 29 年度卒業者に関する平成30年5月1日 時点の情報)	主な学修成果(資格・検定等) ³	国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業者に関する平成30年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td></td> <td>33人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 種別の欄には、各資格・検定について、以下の ~ のいずれかに該当するか記載する。 国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの 国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの その他(民間検定等) 自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士		33人	33人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																			
歯科衛生士		33人	33人																			
中途退学の現状	中途退学者 10名 平成29年4月1日時点において、在学者110名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者100名(平成30年3月31日卒業者を含む) 中途退学の主な理由 学生生活への不適合、進路変更 中退防止・中退者支援のための取組 定期的に学生への面談、相談受付、希望者には昼間部から夜間部の転籍の対応を行っている。	中退率 9%																				
経済的支援制度	学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 有の場合、制度内容を記入 専門実践教育訓練給付: 給付対象 前年度給付対象者: 4名																					
第三者による学校評価	民間の評価機関等から第三者評価: 無 有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																					
当該学科のホームページURL	http://www.hokkaido-shikaiseishi.ac.jp/																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

次代を担う歯科医療従事者の育成を目指し、連携する実習施設の現場において、これまで学んできた基礎的な知識・技能を一体化するように応用学習を行い、さらには学内では学び難い医療従事者としての自覚や責任、倫理観について熟慮し、社会から求められる素養を体得することを基本方針とするものである。
具体的には卒業直後において、歯科衛生士として人物的にふさわしく、かつ即戦力として働ける専門的な能力を体得していることを到達目標とする。

教育課程2年次～3年次に行う臨地実習・臨床実習においては、実習施設で計1年間に及ぶ臨床実習を実施するが、この間に施設側実習指導者からは実習評価を、一方学校側教員からは巡回指導を通じての意見を得る。それらを整理分析し更なる実習内容の改善・向上に反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

本校に設置される教育課程編成委員会は、本校が実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、関連団体との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成に活かすことを目的とし、業界団体関係者等の外部委員と本校の教職員が、互いに協力してより良い教育課程の編成を行うものであり、別途資料の学校又は法人の組織図に示すように、校長に直属する委員会の1つとして位置付けられている。

教育課程編成委員会は原則として年に2回、8月と2月に開催することを基本とする。

【8月】前期授業の実施を踏まえた後期及び次年度の教育課程改善点の抽出

① 委員会の構成員である北海道歯科衛生士専門学校の教職員が、在学生や授業を担当した教員から前期授業の実施に関する意見等を集約し、現時点での教育課程の問題点・課題点を抽出する。

② 委員会の開催に先立ち、外部委員に①の情報を開示して改善意見をヒアリングし、北海道歯科衛生士専門学校の教職員が意見を集約して、後期及び次年度の教育課程における改善点の仮案を作成する。

③ ②で作成された仮案に基づいて教育課程編成委員会で協議し、次年度の教育課程での改善案を作成する。また、指摘された改善案のうち、後期において実施可能な改善点については、後期の授業に活かすように務める。

【2月】業界動向を考慮した次年度の教育課程編成の決定

① 8月と同様に在学生や授業を担当した教員からの意見の集約と教育課程の問題点・課題点の抽出を行い、外部委員に改善意見をヒアリングする。また、業界の実情を専攻分野に関連する業界の動向や新たに必要となる人材のスキル等についての情報も収集する。

② 委員会の構成員である北海道歯科衛生士専門学校の教職員が、ヒアリングの結果得られた情報と、当該年度の教育課程の実績、ならびに前年2月の委員会での改善案を踏まえ、問題点等を集約した上で次年度の教育課程編成の重点課題ならびに概要を定め、これに基づいて各授業科目の詳細を決定し、次年度の教育課程編成の仮案を作成する。

③ ②で作成された仮案に基づいて教育課程編成委員会で協議し、次年度の教育課程編成を決定する

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年9月25日現在

名前	所属	任期	種別
船橋 誠	北海道大学大学院 歯学研究院 教授	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	②
小畑 真	弁護士法人 小畑法律事務所 代表 弁護士・歯学博士	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	③
谷脇 明宏	医療法人社団宏仁会 谷脇歯科クリニック 院長	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	③
今渡 隆成	医療法人仁友会 理事	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	③

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)

年2回（8月、2月）

(開催日時(実績))

第1回 平成30年2月18日 12:00~14:00

第2回 平成30年9月21日 20:15~21:45

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

<平成30年2月18日>

1. 歯科衛生士として臨床現場に出た卒業をみていると、学校で習った知識が身につけていないと思われることが多い。これを改善するために、臨床実習終了後にもう一度座学の授業を行って理解を深めることを考えてはどうか。

⇨平成31年4月に改定予定の新カリキュラムにおいて、臨床実習中の帰校日には、これまでの実習の報告に加えて座学の授業を取り入れることにした。

2. 中長期的に考えると、地域包括ケアシステムの中で多職種と連携して地域医療に携わっていく歯科衛生士の育成が大事であるので、まずは学校でできることとしてコミュニケーションスキルの向上に資する教育を実施してはどうか。

⇨新カリキュラムでは、選択必修科目であった「接遇作法」を必修科目とし、実施する学年も2年次から1年次に変更した。また、従来から力を入れている「挨拶」、「礼儀」についても、さらに徹底させることにした。

3. 学生の基礎学力、特に「書く」能力の低下が著しいので、授業の中に「書く」能力を鍛えるような要素を取り入れてはどうか。

⇨現在、各講義の終わりに行っている小テストで感想欄に必ずコメントを書くように指導しているが、これ以外にも感想を書く時間を別に設けたり、宿題を出してその日の授業についてまとめさせるなど、学生に文章を書く機会を増やすことを検討中である。

<平成30年9月21日>

平成31年4月からの施行を予定しているカリキュラムの見直しにより、個別学習やゼミナールに用いる時間を確保したので、ゼミナールにおいて実施すべき、これからの歯科衛生士に必要なと思われるテーマ・内容について委員の意見を伺った。

その結果、歯科医院において付加価値のあるものとして、「アロマテラピー」、「カラーコーディネート」、「フラワーアレンジメント」、「デンタルエステ」、「手話」、「外国語(英語・中国語・韓国語)」、「SNSやブログ等の作成法」、「デザイン」、「写真の撮り方」などのテーマが挙げられた。

また、社会人としてのマナー、素養に関わるものとして、「接遇」、「食」、「ペン習字」、「文章の書き方」、「冠婚葬祭などの常識講座」、「メイクの仕方」、「テーブルマナー」などのテーマが挙げられた。

⇨今後、これらのテーマ・内容について、実現性、重要性、必要性などについて、学生へのアンケート実施等も含めて検討することになった

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習先の選定にあたっては、第一に歯科衛生士養成所指導ガイドラインを遵守し、学生数に対して十分な数の指導者数があること、第二に指導にあたる歯科医師と歯科衛生士が歯科衛生士教育について十分な経験と実績を有すること、第三に実習に必要な充実した設備を有し、様々な症例を具体的に学ぶ事が出来る施設であることを基本的な要件とし、以下の実習が可能である施設と連携することを基本方針としている。

- ① 歯科医療における実践的な知識、技能、態度を習得できる実習
- ② 医療現場における歯科衛生士の職務内容に対する理解を深める実習
- ③ 医療現場におけるコミュニケーション能力の向上が図れる実習

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習の前に校内の担当教員と連携先の実習施設の担当指導者が打合せを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価指標について定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や能力習得状況を定期的に把握できるように相互に情報交換を行う。実習終了時には、実習指導者による生徒の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習・臨床実習	歯科衛生士の業務である歯科予防処置、各診療科目における歯科診療補助、歯科保健指導、歯科口腔介護について、臨地、臨床の場で実習する。	医療法人 仁友会 日之出歯科診療所、医療法人 仁友会 日之出歯科真駒内診療所 等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学生教育においては、直接携わる教員の資質の向上が望まれる。高度な専門知識や技術の習得のみならず、医療専門職として豊かな人間性と柔軟な対応のできる科学的思考力を養うことを基本方針とする。即ち、企業・業界団体等が開催する研修会や講習会に参加させ、マネージメント能力や授業力及び学生に対する指導力の修得・向上を図る。また、業界の変化やニーズを把握すると共に、最新の技術や知識の習得に努める。なお、教育の場にフィードバックできるよう研究能力の素地作りに努めることとする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「平成29年度文部科学省認定「職業専門実践課程」に係る研修会」
 (連携企業等: 北海道私立専修学校各種学校職員能力認定委員会)
 期間: 平成29年7月21日(金) 対象: 校長、専修学校教職員
 内容: 職業専門実践課程について

研修名「歯科衛生士教育におけるOSCEの導入について」
 (連携企業等: 北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会)
 期間: 平成29年8月7日(月) 対象: 歯科衛生士学校教員
 内容: 歯科衛生士教育におけるOSCEの導入について、北海道医療大学におけるモデルケースの紹介、手法について

研修名「日本抗加齢医学会 専門医・指導士単位認定講習会」
 (連携企業等: 日本抗加齢医学会)
 期間: 平成29年11月5日(土) 対象: 医師、歯科医師、コメディカルスタッフ等
 内容: 若さを保つアンチ・エイジング医学の最前線について

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「平成29年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ」
(連携企業等:一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間:平成29年7月31日(月)～8月4日(金) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科衛生士専任教員認定の為の研修

研修名「教員も学ぼう!医療面接と歯科衛生アセスメント」
(連携企業等:北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会)
期間:平成29年8月8日(火) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科衛生アセスメントの手法、医療面接実習

研修名「平成29年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ」
(連携企業等:一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間:平成29年8月21日(月)～8月25日(金) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科衛生士専任教員認定の為の研修

研修名「平成29年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ」
(連携企業等:一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間:平成29年11月25日(土)～11月26日(日) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科衛生士専任教員認定の為の研修

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「大規模災害時における歯科衛生士の役割」
(連携企業等:北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会)
期間:平成30年8月8日(水) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科的個人識別について(講演)、死後記録について(演習)

研修名「認知症学の展望」
(連携企業等:日本認知症学会)
期間:平成30年10月12日(金)～10月14日(日) 対象:医師、歯科医師、メディカルスタッフ等
内容:超高齢社会における現状と課題

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「FD Workshop 学生のためのシラバスを作ろう」
(連携企業等:学校法人天使学園 天使大学 教授 進藤 正信)
期間:平成30年8月2日(木)、3日(金) 対象:北海道歯科衛生士専門学校教員
内容:カリキュラムについて、シラバス作成(グループワーク)

研修名「平成30年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ」
(連携企業等:一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会)
期間:平成30年8月6日(月)～8月10日(金) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科衛生士専任教員認定の為の研修

研修名「学生が楽しく学べる教案づくり～医療面接～」
(連携企業等:北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会)
期間:平成30年8月9日(木) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:医療面接のシラバス作成(グループワーク)

研修名「歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会」
(連携企業等:公益社団法人 日本歯科衛生士会)
期間:平成30年9月22日(土)～9月23日(日) 対象:歯科衛生士学校教員
内容:歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進について

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校は、「学校教育法」および「専修学校における職業実践専門課程の認定に関する規定」に則り、教育の質保証・向上を図り、また社会に対する説明責任を然るべく果たしていく観点から、自己評価および学校関係者評価を適切に実施することとする。

学校関係者評価委員会においては、学校運営や教育活動に関する成果や課題を、本校と関係の深い外部評価委員と共有し、それらについての評価や助言を求めるものとし、本校はこの対話を通じて、自己評価の結果の客観性と透明性を高めるとともに、教育の質の向上と学校運営の改善の取り組みをより一層推進するものとする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学習成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生の受入れ募集
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

1. 学校運営について

①教育活動等に関する情報公開を積極的に行うべきであるとの指摘について、ホームページでの情報公開を進めるとともに、SNSを使った発信も積極的に行うことにした。

2. 教育活動について

① 歯科医療の進歩に伴う授業科目の見直しも必要であるとの指摘について、平成31年度4月から施行する予定のカリキュラム改定において、選択必修科目の必修科目化、歯科衛生過程や卒業研究の新設、ならびに各種のゼミナールの実施などを取り入れることにした。(平成30年9月下旬に北海道庁に申請書を提出)

②学力が不足している学生に対する個別指導を強化するとの指摘については、上記のカリキュラムの見直しにおいて、個別学習にあてる時間を確保することにした。

3. 学習成果・学生支援について

①学生の退学率を低減するという指摘については、教員と事務がこれまで以上に学生個人に対して緊密に対応することに加え、保護者との関係をより強める必要があるとの判断から、保護者会を設置することにした。

②卒業生への支援体制に関する指摘については、本年新たに設立された同窓会と緊密に協力しながら支援体制を整えていくことになった。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年9月25日現在

名前	所属	任期	種別
進藤 正信	天使大学 教授	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	教育に関し知見を有する者
有坂 一男	医大前歯科診療所 院長	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	関連業界等関係者
上野 祐加	日之出歯科診療所歯科衛生士 士長	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	関連業界等関係者
齋藤 紫穂	日之出歯科真駒内診療所歯科衛生士 士長	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	関連業界等関係者
山本 佑季子	昼間部1期生 同窓会長	平成30年2月18日～平成31年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL:[http:// www.hokkaido-shikaeiseishi.ac.jp/info/publication.html](http://www.hokkaido-shikaeiseishi.ac.jp/info/publication.html)

公表時期: ※評価結果は毎年7月に公表する(30年度は11月までに公表)。

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は職業学校であることから臨床に必要な技術の習得には専門分野である歯科衛生の領域において、臨床経験豊かな専門家や業界団体(企業等)の理解と関係強化が必要不可欠であると考え、業界団体の動向に着目し最新の情報を得ると共に、本校の教育活動や学校の状況等を情報提供し、積極的な意見交換や情報交換を進め、また「専門学校における情報提供等の取組に関するガイドライン」を踏まえ、企業等の関係者がより本校への理解を深められるよう実践した自己点検・自己評価の結果をホームページにて公開することとしている。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	設置する学科
(3) 教職員	教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	学生支援
(7) 学生納付金・修学支援	学校納付金・修学支援
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	-
(11) その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL:[http:// www.hokkaido-shikaeiseishi.ac.jp/info/publication.html](http://www.hokkaido-shikaeiseishi.ac.jp/info/publication.html)

(医療専門課程歯科衛生士学科 昼間部) 平成30年度

分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			生物	生物学とは「生命とは何か」というテーマを解き明かす一つの学問領域である。生命の誕生から進化、その仕組みと働きを学ぶ学科目である。	1 前後	30	2	○			○		○		
○			生化学	教科書として全国歯科衛生士教育協会編集の最新歯科衛生士教本である「人体の構造と機能2 栄養と代謝(医歯薬出版)」を用い、生命活動の概要、歯・口の生化学の内容について講義する。化学の基礎から習得することによって、生体における様々な化学反応を理解する。 さらに、より専門的に口腔の結合組織、歯の構成成分、石灰化、唾液、歯の堆積物など歯・口腔の生化学について学習する。	1 前	30	2	○			○			○	
○			歯科統計	統計学は医療の根幹を支えている重要な学問である。データを収集し、統計処理を行うことにより、何が良い治療法なのか、何によって診断を付けたらよいのか、患者さんはどのような経過をたどるのかなど、事実を明確にしたり、推論することが可能となる。しかし、統計学を学ぶためには基礎的な計算方法の習得が不可欠である。よって、はじめにデータ計算の基礎学力を確かなものとする。	1 前後	15	1	○			○			○	
○			歯科用語	歯科用語に係わる日本語を知ると共に、日常使用される日本語の意味や正しい発音を知る。	1 前	15	1	○			○			○	
○			心理学	心理学は、心的過程・心的機能や行動について実証的・科学的に推論することにより、心の理解を目指す。心と行動には種々の側面があり、研究領域によって立場やアプローチの方法は異なるが、各領域は相互に重なり合う。ここでは、方法、学習、記憶、思考、言語、感覚、知覚、情動、動機付け、発達、個人差、パーソナリティー、および社会行動に関する基本的考え方を通して、心と行動を包括的に捉えるための手がかりを提示する。教科担当者の経験にもとづく患者と診療側のやりとりのイメージトレーニングを通して、臨床現場で即応出来る為の基礎を学ぶ。	2 前	15	1	○			○			○	

○		歯科英語	高等学校までに学習した英語力をもとにして、歯科関連の文章を読む能力、語彙への理解力、応用力及び歯科衛生士として必要な英語コミュニケーション能力を育成する。	1 前後	15	1	○		○		○
○		歯科情報処理	コンピュータ社会の現代では歯科衛生士であってもコンピュータ操作は必須であり、その中でもWordとExcel, Power Pointは使いこなしたいソフトである。本講義ではコンピュータの基礎的知識からWord、Excel、Power Pointの操作までを行う。	1 前後	30	2	△		○	○	○
○		解剖学	教科書として全国歯科衛生士教育協会編集の最新歯科衛生士教本である「人体の構造と機能1 解剖学・組織発生学・生理学（医歯薬出版）」を用い、解剖学、組織・発生学の内容について講義する。具体的には、解剖学では、解剖学総論、骨格系、筋系、内臓学、脈管系、神経学、感覚器の順に、体を系統別に分けて講義する。また、組織・発生学では、細胞と組織、発生、口腔組織の順に講義する。	1 前	30	2	○		○		○
○		生理学	生体の生命維持のための機能と生体の思考・運動機能などを解明する学問です。その機能とは、細胞、組織、臓器において、化学反応、呼吸、血液、神経、ホルモンなどが関与し、食物の消化・吸収、栄養供給、排泄、生殖、感覚などの機能を生じ、また、運動、記憶、思考、睡眠などの機能をもたらす。この生体を維持する一連の機構を学びます。	1 前	30	2	○		○		○
○		口腔解剖学	人体の解剖学のうち、頭頸部の解剖学的知識を習得する。	1 前	30	2	○		○		○
○		歯牙解剖学	歯の基本的構造、永久歯および乳歯の形態的特徴、歯の配列と咬合、異常歯などについて学ぶ。また、実習では、歯のスケッチと歯型彫刻を行って、歯の立体的な形態に対する理解を深める。	1 後	30	2	○	△	○		○
○		口腔生理学	口腔は、消化器官、呼吸器官、発語器官、感覚器官として機能し、歯、唾液、咀嚼、味覚など特異的な機能が存在しています。これら器官として機能する機構を明らかにする学問です。	1 後	30	2	○		○		○
○		病理学・口腔病理学	病理学は疾患の病態を解明する学問です。病態とは、疾患の原因、経過、転帰（経過）であり、その解明手法は機能的および形態学的検索に基礎をおいていますが、分子生物学的方法（遺伝子など）も取り入れられ、多岐に及んでいます。授業において、病理学総論では、代謝障害、病変の修復、遺伝子異常、循環障害、炎症、腫瘍などと分類された疾患の概要を学びます。口腔病理学では、口腔に特異的な疾患の病態および全身疾患が口腔領域へ発現する際の病態の概要を学びます。	1 前後	30	2	○		○		○

○		薬理学・口腔薬理学	薬理学とは、生理学から分かれた大きな枝の一つであり、生命科学であると同時に、病気を治すという臨床医学の一分野でもある。したがって、健康な時や病気の時、生体がどのように機能しているのかについて正しく理解させ、人体に薬物を投与したときに起こる様々な変化（作用や効果、為害作用）を概説する。 また歯科医療において、一般の医療ではあまり使われないような劇薬類が日常的に口腔内に適用されているため、これらの薬物を安全、的確に管理できるように講義する。 さらに、高齢者や有病者が歯科診療を受ける機会がますます増加している今日、口腔内に限った薬物の知識ばかりではなく、全身的に投与する薬物の知識、全身管理や安全管理などの知識に関しても講義する。	1前	30	2	○		○		○		
○		微生物学・口腔微生物学	衛生士業務の口腔疾患に関する予防処置や保健指導が含まれて、口腔疾患の多くは微生物が原因でおこる感染症であり、業務の遂行にあたっては、その病原菌の性状や発症のメカニズムなどについて熟知する。また、近年、耐性菌による院内感染や、AIDSやB型肝炎などに関しても、診療の場において機械器具の消毒や滅菌に携わる立場上、十分な微生物学的知識が必要である。さらに、口腔疾患の予防という立場から、免疫、アレルギーのメカニズムに関する知識を得る。	1前	30	2	○		○		○		
○		衛生行政・社会福祉	健康で文化的な生活を営むための社会支援、保険・医療・福祉の動向や社会保障制度、高齢化社会における福祉について概説する。	1前	30	2	○		○		○		
○		衛生学・公衆衛生学	人の健康と疾病予防の概念について学ぶ 人の健康問題とそれに関わる環境について学ぶ 疫学的手法を学び、疾病・異常の予防対策について学ぶ 地域住民の健康づくりを支援する社会の仕組みや方法について学ぶ	1後	30	2	○		○		○		
○		口腔衛生学・歯科衛生統計	口腔衛生学は、歯科医学においては基礎に位置づけられる科目であるが、様々な予防処置や保健指導などの臨床的な内容、公衆歯科衛生や地域歯科保健活動などの社会科学的な内容も多い。歯や口腔の正常な状態、機能に加えて、う蝕や歯周病、その他の口腔疾患の原因と予防法を学ぶことで、国民の口腔の健康増進を図ることを目的とする。	1前後	45	3	○		○		○		
○		歯科衛生士概論	保健・医療福祉の概念および歯科疾患の概要を会得し、歯科医療の特異性と歯科衛生士の果たす役割と業務上の義務と責任について十分理解して、歯科衛生士を目指す者としての学習態度、心構えなどを養えるようにする。	1前	15	1	○		○		○		

○		小児歯科学	小児の成長発育および精神発達、小児の歯、歯列、咬合の発育、小児のう蝕の特徴と治療法、歯科的問題点、患児の対応法、正常な永久歯列を導くための装置、管理法を理解する。	1 後 2 前	30	2	○			○			○
○		矯正歯科学	正常咬合と咬合異常、診査、診断、治療方法、治療計画について学習する。	1 後 2 前	30	2	○			○			○
○		障害者歯科	障害者の特性を把握し、障害の種類と歯科的特徴を理解する。障害者、高齢者と有病者の総合的な歯科医療における歯科衛生士の役割とその知識・技術について学習する。	1 後 2 前	30	2	○			○			○
○		高齢者歯科	高齢者の身体的、精神的特性、さらに口腔の特性を把握、理解する。 高齢者の歯科診療および口腔保健管理における歯科衛生士の役割とその実際について学習する。	1 後 2 前	30	2	○			○			○
○		歯科予防処置論	歯科の二大疾患である「う蝕」や「歯周病」についての理解を深め、口腔保健を向上させるために必要な 予防処置の基本知識、技能、術式、および態度について総合的に学習する。	1 前 2 前	30	2	○			○			○
○		口腔保健管理法	歯科衛生士が臨床の場で個々の患者に適した口腔保健管理プログラムを作成し、実践できる能力を習熟するため、歯科予防処置論、歯科保健指導論の内容をさらに拡充・統合し、口腔保健管理能力を養う。	3 前 後	30	2	○			○			○
○		予防的歯石除去法実習	歯周病予防・治療における歯石除去技術を成熟するため、歯周病の基礎知識、歯周組織検査、 必要器材・機械とその取り扱い、歯石除去技術の基本を習得させる。マネキン上で習得した歯石除去技術を口腔内で実践し、各種器具の使用法や術前後の処置、器材の後始末、メンテナンスなどについて習得する。	1 前 後 2 前 後 3 前 後	1 5 0	5	△			○			○
○		う蝕予防処置法	う蝕予防の基礎知識を学び、マネキン上や相互実習でフッ化物応用法、鍍銀法、小窩裂溝填塞法、う蝕活動試験法の技術を習熟する。	1 前 後	30	2	○			△			○

○		歯科保健指導論	歯科衛生士業務の一つである歯科保健指導は、人々の日常生活の中の習慣や行動により、自らの健康の維持や増進することを助け、歯科保健向上に役立つように指導や教育を行うことである。歯科保健指導の概要を知ることにより対象となる人々の生活・習慣を学び、より健康支援の方法を説明できることを目的とする。	1 前後 2 前後	30	2	○		○	○			
○		訪問歯科保健指導論	訪問診療を必要とする人の様々な実態を理解し、それぞれに対応した保健指導のあり方を学ぶ。	2 前	15	1	○		△	○	○		
○		歯科保健指導実習	歯口清掃法や食事指導法を指導するだけでなく、いろいろな年齢の多様な歯科保健状態をもって、それぞれまったく異なった環境のもとで生活している個人に最も相応しい歯科保健行動をとれるように専門的な立場から援助できるよう学ぶ。歯科保健指導論で学んだ内容を基礎として、対象別、症例別歯科保健指導の実際について示し、生涯を通じた歯科口腔管理ができる指導能力を習得させる。	1 前後 2 前後 3 前後	1 5 0	5	△		○	○	○		
○		栄養学・栄養指導	日本人の食事摂取基準の意義を理解し、各栄養素の消化・吸収・代謝と栄養学的な特徴を理解する。又正しい食生活の意義を理解し歯科臨床現場における栄養指導法を学ぶ。	1 前	30	2	○			○		○	
○		歯科診療補助論	歯科診療補助を行う際の全般的な知識・技術を理解し、術者との共同動作や対面行為の実際について学ぶ。各分野における処置別歯科診療補助法の実際として、器材のセッティング、処置の流れに沿った的確な介助法、処置後のメンテナンス、器材の後始末などについて習得させる。	1 前後 2 前後	30	2	○			○	○		
○		救急蘇生法	心肺停止など歯科治療中に遭遇する可能性のあるさまざまな偶発症に関する知識と予防法、対処法に関する科目	3 後	15	1	○		△	○		○	
○		院内感染防止法	歯科診療では種々の病原微生物に感染する可能性があり、歯科医療従事者は、日常臨床における院内感染防止対策に注意を払わねばならない。そこで、微生物の特徴、感染症についての知識をもち、滅菌・消毒の重要性を理解して院内感染防止法の実際を習得させる。	1 後	15	1	○			○		○	

○		介護技術	患者および障害者、要介護者の身体介護ができ、記録を残せる。障害者歯科治療、歯科口腔介護、歯科訪問治療、訪問歯科衛生指導、居宅療養管理指導を行うにあたり必要となる身体介護技術、業務記録作成法、カンファレンス法を習得させる。	2 前	15	1	○		○		○	
○		歯科放射線学	放射線の基礎知識や歯科用X線撮影装置、撮影用器材、撮影法、フィルムの現像と管理、放射線防護について学ぶ。更に放射線治療の知識について学ぶ。	1 後	15	1	○	△	○		○	
○		受付・事務	コミュニケーション能力を必要とする受付対応・事務および服薬指導の実際について習得させる。 歯科衛生士として基本的な作法を身につけて、患者・スタッフとのよいコミュニケーションを図れるようにする。	1 前	15	1	○		○		○	
○		歯科診療補助実習	歯科診療補助に必要な基礎的技術や歯科材料の種類・性質および基本的な取り扱いを習得する。歯科診療補助で学習した基礎知識をもとに、歯科器材の取り扱い方、術者との共同動作、各分野における処置別歯科診療補助法を習得させる。学習した歯科診療補助技術の熟練度を確認し、重要項目について総合的に実習・講義を行う。	1 前後 2 前後 3 前後	1 5 0	5	△		○	○	○	
○		臨地実習・臨床実習	歯科衛生士の業務である歯科予防処置、各診療科目における歯科診療補助、歯科保健指導、歯科口腔介護について臨地、臨床の場で実習する。	2 後 3 前	1 1 7 0	26			○	○	○	○
○		歯科接遇作法	礼儀を押さえる事が、いかに重要か理解を深め、自己トレーニング法を導入し授業後も自分磨きができるよう個人指導強化の授業。好印象を与える要素を理解し、実践で表現できるように指導。「ケアコミュニケーション」のスキルアップをはかる。	2 前	15	1	○	△	○		○	
○		医療情報処理技術	基礎的な診療におけるカルテの内容を理解し、臨床の場でカルテ管理・患者管理などスムーズに対応できる知識と技術を習得する。	2 前後	30	2	○		○		○	
○		摂食機能訓練法	超高齢社会の中においては脳梗塞などの後遺症のため摂食機能低下がある患者が非常に多い。それらの人は義歯を形態的に直し、摂食嚥下機能訓練をすることで誤嚥性肺炎を防ぐことが出来るということを理解させる。同様に障害者にも摂食機能訓練が必要な患者が多いことを理解させる。	3 前	15	1	○		○		○	

○	口腔筋機能訓練法	歯並びの悪い人、発音の悪い人、口元の美しくない人は、唇、頬や舌などの口腔に係わる筋肉のバランスがとれていない人であることを理解させる。また、その原因の多くは、遺伝的なものではなく後天的なものであることを理解させる。さらに、後天的要因の多くは、食育と密接に関わっていることを学ぶ。	3 後	15	1	○	△	○	○
○	臨床検査法	歯科衛生士に最小限必要な臨床検査の方式を習得する。	2 前	15	1	○	○	○	○
○	医療保険事務	社会保障制度における医療保険の仕組みを理解し、歯科治療における保健請求事務知識を修得し、レセプト処理について理解する。	2 前	15	1	○	○	○	○
○	看護学総論	歯科衛生士に専門職として必要な看護に関する主要概念を学び、看護実践の基礎となる知識、技術、態度の重要性を理解します。	3 後	15	1	○	○	○	○
○	総合学習Ⅰ	基礎分野、専門基礎分野、専門分野で学んだことを総合的に学習する。科目ごとの知識を総合的に捉え、知識の統合を図る。	3 後	15	1	○	○	○	○
○	総合学習Ⅱ	専門分野で学んだことを総合的に学習する。科目ごとの知識を総合的に捉え、論理、技術の統合を図る。	3 後	30	2	○	○	○	○
○	総合学習Ⅲ	理論的思考力を養うため、これまでに学んだ中から学生が各自で研究テーマを考え、それについての理解を深める。	3 後	30	2	○	○	○	○
○	総合学習Ⅳ	3年間で学んだことを集約する。多くの断片的歯科医学知識を立体的に組み立て、実際に臨床で有効に使えるようにする。	3 後	30	2	○	○	○	○
合計			57	科目	2940	単位時間(129 単位)			

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件は必修科目全単位修得と選択必修科目9単位の修得である。成績の認定は学年末において、試験、実習の評価、履修状況など総合的に行う。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	26週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。